

北海道告示第 10096 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成 29 年 6 月 5 日までに北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成 29 年 2 月 3 日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリホームセンター美唄店

北海道美唄市東 5 条北 5 丁目 1453 番地 157 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎

新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
株式会社コメリ	午前 6 時 30 分	午前 6 時 30 分	午後 9 時 45 分	午後 9 時 45 分
株式会社セコマ	午前 6 時 30 分	午前 6 時	午後 9 時 45 分	翌午前 0 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 6 時から午後 10 時まで

(変更後) 午前 5 時 45 分から翌午前 0 時 15 分まで

(4) 変更する年月日

平成 29 年 1 月 26 日

(5) 変更する理由

小売業者（(株)セコマ）の営業時間を拡大するため。

2 届出年月日

平成 29 年 1 月 12 日

### 3 届出書等の縦覧

#### (1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課

#### (2) 縦覧期間

平成 29 年 2 月 3 日（金）から平成 29 年 6 月 5 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

#### (3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

#### (4) その他

縦覧については、美唄市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は美唄市へ問い合わせること。